

令和5年度 償却資産（固定資産税）申告の手引

令和4年12月
鈴鹿市

市税につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、鈴鹿市に所在する事業用資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定に基づき、毎年1月1日現在の当該償却資産を申告しなければならないことになっていきます。つきましては、この手引きを参照し同封の申告書を作成のうえ、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

申告期限

令和5年1月31日（火） 消印有効

新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から、電子申告や申告書の郵送による申告に御協力くださいますようお願いいたします。

期限間近になりますと、受付や問合せで窓口が混雑しますので1月20日（金）までの申告に御協力をお願いいたします。

☆資産の多少、増減の有無に関わらず申告書の提出は必要です。

☆該当する資産がない場合、解散、廃業、休業及び移転等の場合でも事務手続きに必要ですので、備考欄にその旨を記載し提出をお願いいたします。

提出先及び問合せ先

〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 総務部 資産税課 管理グループ 直通電話 059-382-9007

☆郵送で申告される方へ

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の控の返送が必要な方は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封してください。

☆電子・電算申告をされる方へ

償却資産申告書には、必ず「所有者コード」、「取得価格」、「評価額」、「課税標準額」の全てを記載してください。

eLTAxとは、インターネットを利用して地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

詳細は、eLTAxホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> を御覧ください。

eLTAx



目 次

I 償却資産の概要

1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類とその例	1
3 家屋と償却資産の区分	1
4 償却資産の一例	3
5 申告が必要となる償却資産の範囲	4
6 申告の必要がない資産	4
7 少額の減価償却資産の取扱い	4
8 非課税・課税標準の特例	5
9 税額等の計算方法	7
10 国税との主な違い	8
11 閲覧制度と納税通知書の送付について	8

II 償却資産の申告方法

1 申告区分と提出書類	9
2 電算処理による申告	9
3 償却資産申告書の記載例	10
4 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例	11
5 種類別明細書（減少資産用）の記載例	12
6 償却資産種類別明細書（資料用）の記載例	13

☆ 固定資産税（償却資産）非課税及び課税標準の特例適用申請書

☆ 実地調査協力をお願い

鈴鹿市では、地方税法第353条及び同法第408条の規定に基づいて実地調査を順次行っております。

実地調査とは、店舗や工場、貸家などの現地確認（内部の確認など）を行ったり、各種帳簿類の閲覧を行います。

また、税務署へ提出した申告書を閲覧し、鈴鹿市への償却資産の申告書と比較して未申告や申告漏れを調査して申告指導を行います。調査対象の方（会社含む）には、立ち入り調査、各種帳簿類の提示を求められることがありますので御協力をお願いいたします。

☆ 過年度への遡及等について

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく資産を取得された翌年度まで（地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分。地方税法第17条の5第7項の規定により、偽りその他不正の行為により税額を免れた場合は7年度分）遡及することとなります。

なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので御留意ください。

☆ 虚偽の申告をした場合又は申告をしない場合

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び鈴鹿市税条例第73条の規定により過料を科せられることがあります。

また、虚偽の申告をした場合は、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される性格のものをいいます。（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）

例えば、会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸付けている方がその事業のために用いている構築物（建物附属設備を含みます）、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具及び工具・器具・備品等は償却資産に該当します。

2 償却資産の種類とその例

課税対象となる主な償却資産を「資産の種類別」に分けると次のようになります。

資産の種類		主な償却資産の例
第1種	構築物 (建物付帯設備を含む)	駐車場等の舗装路面、看板（広告設備）、門・塀・緑化施設等の外構工事、フェンス、自転車置き場、二層式駐車場、ゴルフ練習場設備、独立したキャノピー、庭園、コンテナハウス、その他土地に定着する設備等
		受変電設備、中央監視制御装置、屋外のガス・電気・給排水等の配管等 賃借人（テナント）が取り付けした空調・電気設備、内装・内部造作等
第2種	機械及び装置	太陽光発電装置、電気機械、化学機械、土木機械、建設機械、印刷機械等、運搬設備（コンベア、捲上機、起重機等）、その他物品の製造・修理等に使用する機械装置等
第3種	船舶	一般船舶（鋼船、木船）、漁船、モーターボート、貸ボート等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車（9ナンバー（クレーン車、フォークリフト等）、0ナンバー（ブルドーザー、トラクタショベル等建設重機））、構内運搬車、貨車、客車等 ※自動車税、軽自動車税の課税されている車両は対象外です。
第6種	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、応接セット、室内装飾品、金庫、パソコン・ワープロ等のOA機器、複写機、レジスター、カラオケ、テレビ、音響機器、冷暖房機器、自動販売機、陳列ケース、厨房用品、パチンコ台等の遊具、取付工具、切削工具、医療機器、理美容機器等

3 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、家屋と償却資産を区分して評価しています。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、家屋と構造上一体となっていないもの、特定の生産又は業務用に供されるもの及び顧客に対するサービス設備としての性格が強いものは償却資産として取扱います。

(2) 賃借人（テナント）が取り付けした設備等の資産（特定付帯設備）

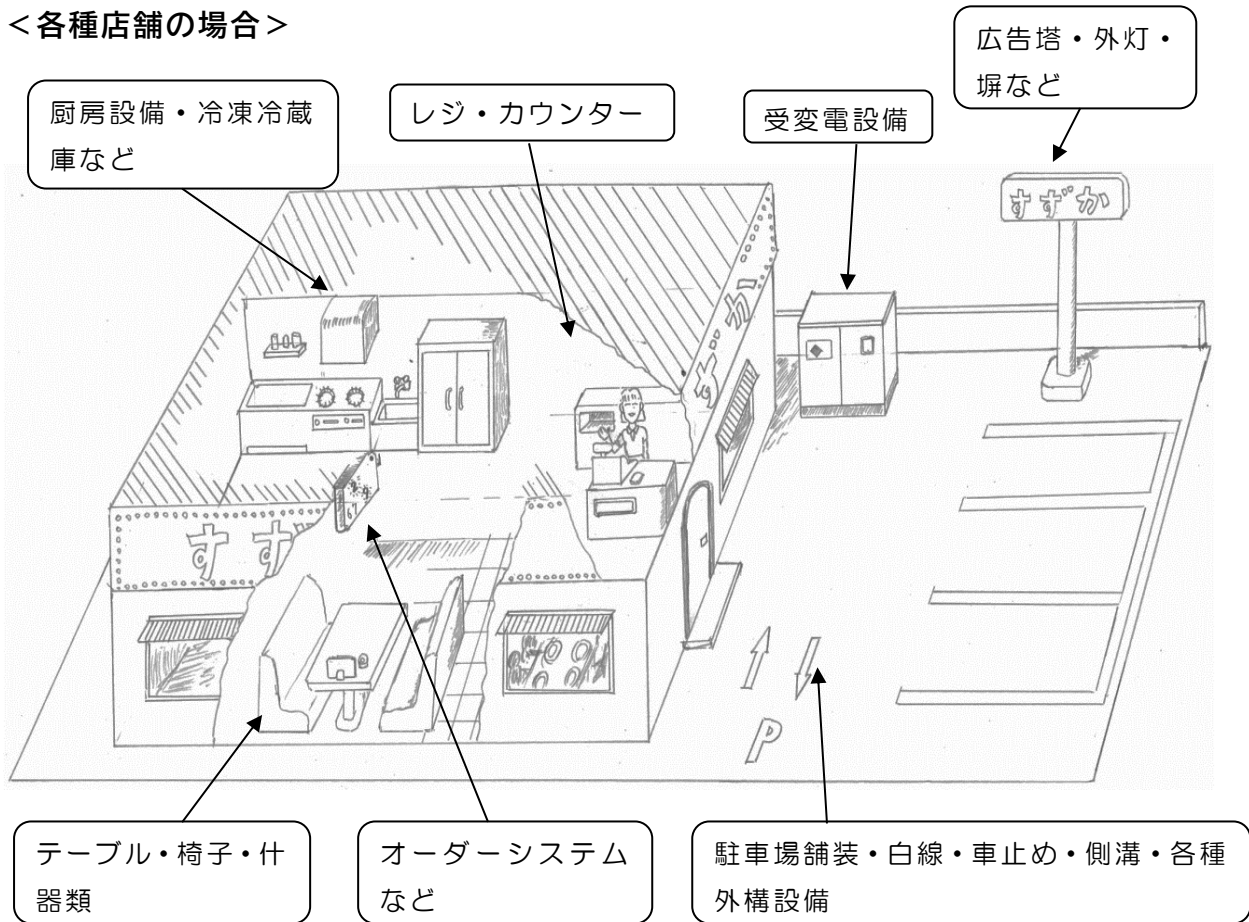
賃借人（テナント）が自らの事業を営むために取付けた厨房設備、電気・空調設備及び内装などはすべて申告が必要となります。特定付帯設備は、賃借人（テナント）の方が償却資産として申告してください。

<家屋と償却資産の区分表>

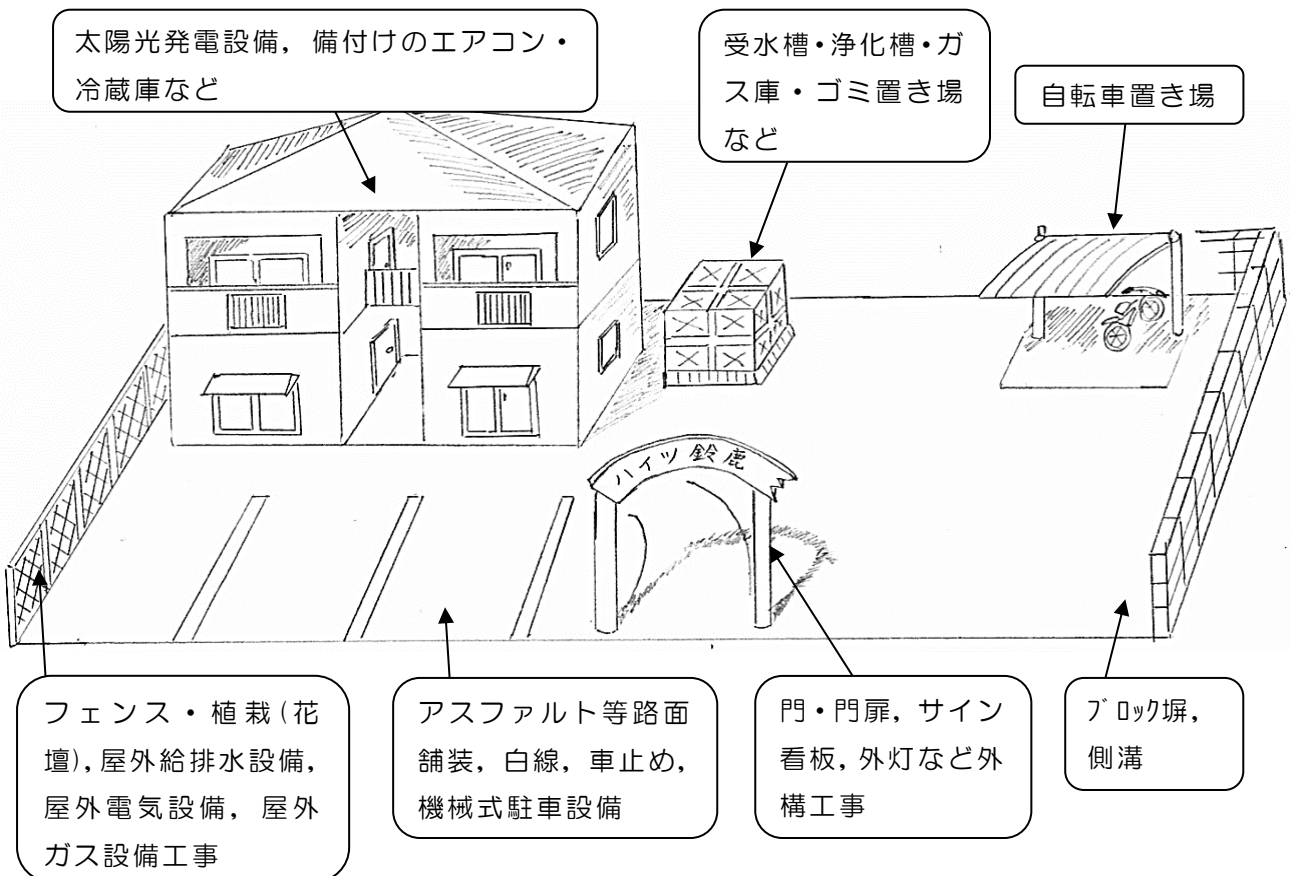
設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築設備	内装・造作等	床・壁・天井仕上, 店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備, 蓄電池設備, 無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備, 照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式	○				◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	電話設備	電話機, 交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線, 端子盤等	○				◎
	L A N設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡声設備	マイク, スピーカー, アンプ等の機器			◎		◎
		配管・配線等	○				◎
	インターホン設備	集合玄関機等			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
監視カメラ(I T V)設備	受像機(テレビ), カメラ			◎		◎	
	配管・配線等	○				◎	
避雷設備	設備一式	○				◎	
火災報知設備	設備一式	○				◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備, 引込工事, 特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		配管, 高架水槽, 受水槽, ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用, 床暖房用等), 中央式給湯設備	○				◎
	ガス設備	屋外設備, 引込工事, 特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等	○				◎
衛生設備	設備一式(洗面器, 大小便器等)	○				◎	
消火設備	消火器, 避難器具, ホース及びノズル, ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備, スプリンクラー設備等	○				◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型), 特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎	
		エレベーター, エスカレーター, 小荷物用専用昇降機等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等), 寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器, 顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等), 寮・病院等の洗濯設備			◎		◎
		上記以外の設備	○				◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置, ろ過装置, POSシステム, 広告塔, ネオンサイン, 簡易間仕切, 機械式駐車設備(ターンテーブルを含む), ゴミ処理設備, メールボックス, カーテン・ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎	

4 償却資産の一例

< 各種店舗の場合 >



< 共同住宅経営の場合 >



5 申告が必要となる償却資産

次のような資産についても1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告が必要です。

- (1) 建設仮勘定で経理されている資産
- (2) 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産（台帳等が未整理のため申告できなかった資産は、整理がつき次第修正申告をしてください。本年度申告分で申告漏れ資産がある場合には、過年度にさかのぼって課税されます。）
- (3) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）及び償却済資産（減価償却が終わった資産）
- (4) 遊休資産（一時的に稼働停止しているが、稼働できる状態にある資産）
- (5) 未稼働資産（取得後まだ稼働していない資産）
- (6) 改良費（資本的支出に該当するもの。本体とは区分して取扱います）
- (7) 割賦買入資産で割賦金の完済していないものであっても、すでに事業の用に供している資産
- (8) リース契約等により貸し付けている資産については、その資産の使用状況に関わらず、貸主から申告が必要です
- (9) リース契約等により借用している資産で、契約期間終了後に貸主から借主へ無償譲渡されることが定められている場合は、実質的に「所有権留保付割賦販売」となりますので、当初から借主から申告が必要です
- (10) 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産
- (11) 清算中の法人が、自ら清算事務の用に供している資産
- (12) 耐用年数1年以上で、取得価額が10万円以上の資産（ただし、10万円以上20万円未満の資産のうち、一括して3年間で償却を行うものを除く）

6 申告の必要がない資産

- (1) 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、特許権等）
- (3) 繰延資産（創立費、開業費等）
- (4) 耐用年数が1年未満又は取得価格が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
- (5) 取得価格が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (6) 平成20年4月1日以降契約分のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のもの

7 少額の減価償却資産の取扱い

地方税法第341条第4項及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれるいわゆる「少額資産」とは、次の①～③をいいます。

- ① 耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の資産のうち、一時に損金（必要経費）に算入したもの
- ② 取得価格が20万円未満の資産のうち、3年間で一括して損金（必要経費）に算入したもの
- ③ 取得価格が20万円未満のファイナンス・リース

このことから、租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金（必要経費）に算入した資産や、少額であっても国税上、上記①・②の処理を行わずに個別処理している資産は、固定資産税（償却資産）の申告の対象となります。

○=申告対象 ×=申告対象外

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却（※1）	○	○	○	○
中小企業特例（※2）	○	○	○	
3年一括償却（※3）	×	×		
一時損金算入（※4）	×			
ファイナンス・リース（※5）	×	×	○	○

（※1）個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため個別に減価償却することはありません。

（※2）中小企業等が平成18年4月1日から令和6年3月31日までに30万円未満で取得した資産です（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）。

ただし、取得金額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

（※3）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項

（※4）法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条

（※5）法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産

8 非課税・課税標準の特例

（1）非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する償却資産については、固定資産税は非課税となります。該当する資産を取得された方は、「償却資産申告書」の「10 非課税該当資産有・無」欄の「有」を○で囲い、「種類別明細書」の摘要欄に「非課税」と記載してください。

（2）課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3各項、地方税法附則第15条各項、同附則第64条に規定される一定要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する固定資産を取得された方は、「償却資産申告書」の「11 課税標準の特例 有・無」欄の「有」を○で囲い、「種類別明細書」の摘要欄に「特例」と記載してください。

※なお、これらの資産については、末頁の「固定資産税（償却資産）非課税及び課税標準の特例適用申請書」及び添付資料の提出が必要となります。申請書は、コピーをとり使用してください。

< 課税標準の特例を受ける償却資産の例 >

適用条項	特例対象施設	適用期間	特例率	添付書類
法第 349 条の 3 第 2 項	ガス事業用資産	取得後 5 年間 その後 5 年間	1/3 2/3	ガス事業法第 38 条に規定する許可証（写）等
法附則第 15 条第 2 項第 1 号	汚水・廃液処理施設	期限なし	1/2 (※)	特定施設設置（使用，変更）届出書（写）等
法附則第 15 条第 2 項第 2 号	ごみ処理施設 （石綿無害化施設を除外）	期限なし	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可証（写）及び事業許可証（写）等
法附則第 15 条第 2 項第 3 号	一般廃棄物処理施設	期限なし	2/3	一般廃棄物処理施設設置許可証（写）及び事業許可証（写）等
法附則第 15 条第 2 項第 4 号イ	産業廃棄物処理施設 （石綿無害化施設）	期限なし	1/2	産業廃棄物処理施設設置許可証（写）及び事業許可証（写）等
法附則第 15 条第 2 項第 4 号ロ	産業廃棄物処理施設	期限なし	1/3	産業廃棄物処理施設設置許可証（写）及び事業許可証（写）等
法附則第 15 条第 33 項	企業主導型保育事業施設 （運営費に係る国の補助を受けた施設に限る）	取得後 5 年間	1/3 (※)	企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けたことが確認できる書類（写）特定事業所内保育事業の用に供していることが確認できる書類（写）
法附則第 64 条	中小事業者等が取得した 先端設備等（※1）	取得後 3 年間	零 (※)	先端設備導入計画の申請書（写）及び認定書（写）並びに工業会等による仕様等証明書（写）等

(※) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）

(※1) 中小事業者等が「中小企業等経営強化法」に基づき、本市の先端設備等導入計画の認定を受けた先端設備等について、取得から 3 年間の課税標準額が零（ゼロ）になります。

先端設備導入計画の申請方法等については、産業政策課（電話：059-382-9045）までお問い合わせください。

☆その他、課税標準の特例が適用される資産については、資産税課へお問い合わせください。

※なお、これらの特例の適用には、末頁の「固定資産税（償却資産）非課税及び課税標準の特例適用申請書」及び添付資料の提出が必要となります。申請書は、コピーをとり使用してください。

【参考】太陽光発電設備は、家屋の課税対象となるもの（屋根材として設置されたソーラーパネル等）を除き、償却資産の申告対象となります。これらの償却資産に該当する場合は、グリーン投資減税を適用し、即時償却を行ったものであっても申告対象となります。

< 発電に係る設備の部分別評価区分 >

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	インバーター	パワーコンディンサー	表示ユニット 電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※ その他償却資産の対象となるもの・・・土地の造成、フェンス、工事費

9 税額等の計算方法

(1) 評価額の計算方法

申告いただいた資産の取得年月、取得価格及び耐用年数に基づき、1件ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を計算します。

〈前年中に取得したもの〉 取得価格 × $(1 - \text{減価率} \times 1 / 2)$ * = 評価額

〈前年前に取得したもの〉 前年度の評価額 × $(1 - \text{減価率})$ * = 評価額

以降、毎年この方法により計算し、最低限度額（取得価格の5%）になるまで減価します。

（ ）*の率を減価残存率といい、小数点第4位以下は切り捨てます。

【例】取得価格 200,000 円、取得時期令和 4 年 4 月、耐用年数 5 年（減価率 = 0.369）の場合

令和 5 年度 = 200,000 円 × $(1 - 0.369 \times 1 / 2)$ = 163,000 円

令和 6 年度 = 163,000 円 × $(1 - 0.369)$ = 102,853 円

〈減価残存率表〉 (固定資産評価基準別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」より抜粋)

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得点 (1-r/2)	前年前取得点 (1-r)			前年中取得点 (1-r/2)	前年前取得点 (1-r)			前年中取得点 (1-r/2)	前年前取得点 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	21	0.104	0.948	0.896
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	22	0.099	0.950	0.901
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	23	0.095	0.952	0.905
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	24	0.092	0.954	0.908
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	25	0.088	0.956	0.912
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	40	0.056	0.972	0.944

(2) 課税標準額および税額

各資産の評価額の合計額を課税標準額（千円未満切捨て）とし、課税標準額に税率（1.4%）を乗じた額（百円未満切捨て）が税額となります。

ただし、全資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、申告書の提出は必要です。

10 国税との主な違い

項目	固定資産税（償却資産）	国 税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度（決算期日）
減価償却の方法	定率法のみ ※ 減価率は、国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法・定額法の選択制 （建物以外）
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度額	取得価格の5%	備忘価格（1円）
改良費	区分評価	原則区分，一部合算も可

(1) 短縮耐用年数について

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、短縮耐用年数を適用している場合は、国税局長が承認した通知書の写しを添付してください。

(2) 増加償却について

法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、増加償却を適用している場合は、税務署長へ届け出た書類の写しを添付してください。

11 閲覧制度と納税通知書の送付について

(1) 課税台帳の閲覧

申告により償却資産の価格等が決定すると、資産税課において所有者に対し課税台帳を閲覧に供します。

なお、通常閲覧は有料ですが、縦覧期間中（令和5年4月3日（月）～令和5年5月1日（月））は、納税義務者の方の閲覧に限り無料となります。

※ 法定期限までに申告されないと、縦覧期間に閲覧できない場合がありますので、必ず期限までに申告してください。

(2) 納税通知書の送付

納税通知書は、4月上旬に発送します。通常年税額は、第1期（4月）・第2期（7月）・第3期（12月）・第4期（翌年2月）の4回に分けて納めていただきます。

また、全期前納することもできます。

◎ 納付については、便利な「口座振替」を御利用ください。

II 償却資産の申告方法

1 申告区分と提出書類

	申告していただく方	申告していただく資産	提出書類
全資産申告	電子・電算申告される方	令和5年1月1日現在所有している全資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 ※必ず所有者コード, 取得価格, 評価額, 課税標準額の全てを記載。
	令和4年1月2日以降新たに事業を開始された方	令和5年1月1日現在所有している全資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)【緑色】
増加・減少資産申告	電子・電算申告される方	令和4年1月2日から令和5年1月1日までに増加又は減少した資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 ※必ず所有者コード, 取得価格, 評価額, 課税標準額の全てを記載。
	令和4年1月2日以降資産の増加又は減少のある方	令和4年1月2日から令和5年1月1日までに増加又は減少した資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書(増加資産・全資産用)【緑色】 ・種類別明細書(減少資産用)【赤色】
	令和4年1月2日以降資産の増加・減少のない方		・償却資産申告書 (備考欄の資産増減の無を○で囲んでください)
変更・修正資産	令和4年1月1日以前に取得した資産で, 法改正による耐用年数の変更又は明細に誤りがある方	耐用年数の変更, 明細内容に誤りがあった資産	・同封の『償却資産種類別明細書(資料用)』に必要事項を記載したもの
申告漏れ資産	令和4年1月1日以前に取得した資産で, 申告漏れがある方	申告漏れがあった資産	上記の提出書類とは別に ・該当する各年度の償却資産申告書 ・種類別明細書(各種必要に応じて)

2 電算処理による申告

電算処理にて申告される場合は, 次の要件を全て満たしていただく必要があります。

- (1) 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」が総務省令で定める様式であること。
- (2) 償却資産申告書には, 必ず「所有者コード」, 「取得価格」, 「評価額」, 「課税標準額」の全てを記載してください。
- (3) 種類別明細書は, 全ての資産について全ての項目に記載をし, 必ず提出してください。
なお, 前年中に増減資産がある場合は, 増減がわかる明細書を必ず提出してください。
- (4) 特別償却, 割増償却, 圧縮記帳については, これを行わなかったものとして計上してください。(国税の取扱いとは異なります。)